

# 文書質問通告一覧表（10月）

令和6年10月1日

<p>1. 人事評価結果の活用の考えは</p>	<p>地方公務員法の第23条の2第1項には「職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない」と規定されています。総務省の人事評価結果の活用状況等調査結果の概要によれば、昇給、勤勉手当、昇任・昇格、分限について人事評価結果を活用している自治体は、すべての都道府県及び指定都市においては全項目に活用、市区町村では昇給、勤勉手当、昇任・昇格への活用は7～8割、分限への活用は7割弱にとどまっていると公表されている。</p> <p>近隣の由仁町、長沼町、南幌町の3町は既に人事評価結果を活用していると聞くが、栗山町での人事評価結果の活用についてどのようにお考えか伺います。</p>	<p>6番 鈴木千逸</p>
-------------------------	---	--------------------